

避難行動要支援者制度

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人が、災害時に地域の皆さんから、支援(共助)を受けられる制度があります。

集中豪雨や地震などの災害時、高齢者や障がいのある人、いわゆる「避難行動要支援者(以下、要支援者)」は、避難に時間がかかり、自力では避難所へ避難することが難しく被害を受けやすい状況になります。

しかし、日頃から助け合いが行われている地域では、近隣の人たちが互いに安否確認し、死傷者を最小限に食い止めた事例もあり、地域社会、近隣とのつながりの大切さが重要視されています。

市は、平時から要支援者の情報を行政と地域で共有し、災害時に要支援者が情報の伝

達、避難の誘導、安否確認などを的確に行うことができる体制整備を進めています。

この支援体制づくりには、自治会や地域に住む近隣の皆さんの理解と協力が不可欠です。皆さんの支援と協力をお願いします。

各自治会へ協力をお願いします

大規模な災害が発生した直後など一刻を争う時、公的支援が間に合わないことは過去の災害の教訓からも明らかです。このため、隣近所をはじめとする地域の助け合い「共助」が最も有効かつ大切です。

災害時に、要支援者を迅速・的確に支援するためには、平時から「見守り」や「声かけ」を通じ顔の見える関係を築いておく必要があります。



こうした取り組みを続けていくには、活動母体となる「支援組織」の整備も必要です。

そのために、既存のコミュニティ組織である自治会や自主防災組織が中心となり、民生委員、児童委員、社会福祉協議会などと連携を図り、地域の実情に合わせた組織整備を推進する協力関係づくりをお願いします。



市民の皆さんの支援と協力を

要支援者は、皆さんが住む地域にいます。

要支援者制度がはじまった際、本制度の趣旨を説明し、申請書に支援者の名前の記入をお願いしましたが、未記入の人が多く見られました。

そこで、現在、要支援者の近所などの自治会や民生委員・児童委員を中心に、支援者としての協力をお願いします。

います。

支援者は、災害時、不在の可能性や自身が被災することも考えられますので、複数人の支援者が必要になります。この取り組みを理解のうえ、ぜひ、皆さんの支援と協力をお願いします。

※災害時、支援者が支援できないことに対し責任を負うものではありません。

災害時支援の具体例

①高齢者等避難情報の伝達

自治会(自主防災組織)は、既存の連絡網を活用し地域に災害情報を伝達します。

要支援者への伝達は、基本的に支援者が行いますが、支援者が不在の時もあり、情報伝達が確実に伝わるよう担当者複数決めておき、日頃から要支援者と支援者でコミュニケーションを図っていただくことが大切です。

②避難の誘導

自治会(自主防災組織)、支援者が、中心となって要支援者の避難の誘導にあたります。

日頃から「管理名簿」に記載してある病状や障がいの特性に応じた避難誘導方法、移動手段、避難場所などについて確認、検討しておくことが大切です。

③安否確認

災害時には、自治会(自主防災組織)、支援者が中心となり、民生委員・児童委員、市の救助班、消防団等と連携・協力しながら複数で安否確認を行います。要支援者も安否確認の方法について、事前に支援者と話しておくなど平時から、安否確認や連絡手段を考えておくことが大切です。

